

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 本則

年金たる補償又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整の規定を整備すること。

(附則第三条及び第三条の二関係)

第二 附則

一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。(改正令附則第一項関係)

二 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。(改正令附則第二項関係)